



あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



司法書士のお仕事紹介～商業登記編① 総論～

こんにちは。司法書士の粒来です。今回からは、司法書士の取り扱う仕事のうち、「商業登記」の業務についてご紹介していきます。

簡易裁判所での訴訟業務について代理権が与えられて20年近くが経ちますが、依然として「司法書士＝登記の専門家」というイメージが非常に強くあるように思います。

事実、取り扱う事件全体の件数をみても、司法書士の主戦場が圧倒的に登記業務であることは間違いないのですが、そこで一般の方がイメージされる登記業務とは、主に不動産についてのもの（自宅の新築、住宅ローンの借り換えや完済など）ではないでしょうか。

しかし実は、司法書士が取り扱う登記には、不動産登記だけでなく、商業登記というものもあります。商業登記とは、ざっくりいうと会社や法人に関する登記です。その会社が何を事業目的とするもので、どこにあり、誰が役員なのかなどは、すべて法務局に届け出て一般に公示する制度となっています。（一度は名前を聞いたことのある有名な会社についても、法務局に行けば、誰でも登記されている情報を確認することができるようになっています。）

地獄の受験生時代のことはあまり思い出したくありませんが、司法書士の資格試験でも、実体法である会社法とあわせると、マークシートの択一問題が16問（70問中）＋記述式試験が1問と、会社や商業登記についての問題は試験の多くのウェイトを占めており、それだけ司法書士制度上も、商業登記業務は重視されています。

商業登記が不動産登記と大きく違うのは、登記をすることが義務とされていることにあります。

不動産登記制度の目的は、「国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資すること」（不動産登記法第1条）とされています。私人の権利保護が主な目的なので、登記による保護を受けるかどうかはある程度自由（自己責任）となっています。

一方で、商業登記制度の目的は、「商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資すること」（商業登記法第1条）になっており、主な目的は公益的なもの（会社などに対する世間一般の信用）となっています。

そこで、会社に関する登記をすることは当事者の義務とされており、後日別の記事で詳しく触れますが、登記をしないことに対し、過料（罰金みたいなもの）まで準備されています。

そんな商業登記制度について、今回から、何回か連載をしていきたいと思えます。

今回の記事は制度に関する総論的な説明だったため、どうしても無味乾燥な内容になってしまいました。しかし、次回からは、登記をしないことに対するペナルティや知って得する登録免許税の節約方法など、少しでも実践的で興味をもっていただける内容にしようと考えています。

どのような記事か、お楽しみにお待ちください。



「後払い現金化」業者

昨年の夏頃から「後払い現金化」等と称する業者からデジタルアート（絵画）や情報商材（投資必勝法等）などを代金後払いで購入し、高額な手数料を請求されて返済に苦しむ方からの相談が増えています。昨年のあいわ通信で「給与ファクタリング」の被害を紹介しましたが、給与ファクタリングの取引については、裁判所の判決で取引は無効であるとともに出資法に該当し刑事罰の対象になるという判断が出ました。また、貸金業に該当するという金融庁の見解が出たことにより、給与ファクタリングを撤退する業者が増え、これらの業者が「後払い現金化」の取引を始めたことが原因で相談が増えていると考えています。

「後払い現金化」は、商品のレビューを書き込む謝礼やキャッシュバックの名目で契約時に利用者に対し数万円の現金を融通します。次の給料日までに売買代金支払うことを条件に、売買代金の半額程度の金額が申込みをしたその日に振り込まれます。商品の売買といっても、多くは、単に商品のデータが送られてくるだけであり、支払期日が近くなると返済を迫る連絡が頻回に来るようになります。

給与ファクタリングは給料債権を売買取引の対象とし、後払い現金化の業者はデジタルアートや情報商材を売買取引の対象しており、いずれも形式的には売買契約を装っておりますが、実質的には、契約時に融資を受け、次の給料日に売買代金と称して金銭を返済する、お金の貸し借りと変わりません。お金の貸し借りであれば、貸主は利息制限法の制限利率（年利20%）の限度でしか利息をとることができず、出資法や貸金業法の適用も受けるところを、「後払現金化」と称して売買契約を装うことで、これらの法律の適用を免れることを目的としており、手数料は年利にすると1000%近くになるものもあります。ヤミ金から借りた時と金利が変わらず、高額な手数料の返済のため、すぐに返済に行き詰まってしまう。これらの業者は利用しないことが重要ですが、既に利用してしまい、返済に苦しんでいる方がいらっしゃれば、当事務所までご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方へ

弊事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方のために、対応時間を延長してご相談を受け付けております。新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目途が立っていない状況が続いており、この状況が長期化していることにより、労働者や事業者にも多大な影響が出ております。様々な支援策が打ち出されていますが、収入の減少により借入金の返済が困難になる方も現に出ています。

弊事務所では、借金の返済が困難になった方向けの相談を対応時間を延長して受け付けております。お悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

【相談無料・お問い合わせ】

0120-913-317（相談無料）

借入金の返済が難しくなってきたときは、なるべく早めの段階でご相談いただくことで、債務整理の選択肢を増やすことができます。

特に、住宅ローンの返済がある方は、ご自宅を守る債務整理の方法があります。不動産を売却する前に、まずは弊事務所にご相談ください。

《コロナ対策を徹底しています》



相談室の飛沫防止のパーティション、消毒液の設置、事務所の換気、スタッフのマスク着用・手洗いを徹底しています。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

